

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成20年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

山田，雅彦  
京都女子大学文学部：教授

徳橋，曜  
富山大学人間発達学部：教授

高橋，一樹  
国立民族博物館：助教授

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932626>

---

出版情報：2009-03  
バージョン：  
権利関係：

## 9-11 世紀イタリア北部の *notarius* と私文書

城戸照子

### はじめに

西欧中世史料論研究会の9月の研究会（9月20-21日・九州大学文学部）は、「9-11世紀の私文書」をテーマとして開催された。筆者は、「9-11世紀イタリア北部の *notarius* に関する最近の研究動向」というテーマで、報告をさせて頂く機会を得た。

実のところ、中世初期ヨーロッパの私文書（*private charters ; actes privés*）の比較検討の研究で、文書の実際の書き手すなわち書記である *notarius* をその検討の分析視角として取り上げるのは、必ずしも一般的とはいえない。しかし、8世紀以降のイタリアの私文書を考察する場合には、ランゴバルド期、カロリング期を通して連続したイタリアでの *notarius* の役割とその文書の検討が、第一の課題となる。*notarius* が書いた文書は、イタリア独自の展開を遂げるからである。ただ中世初期イタリアの *notarius* と私文書の結びつきは、いくつかの錯綜した問題を生む。最初に、注意すべき点を整理して起きたい。

### 1. *notarius* が書くイタリア9世紀以降の私文書

まずイタリアの *notarius* 研究史では当然であるが、その伝来文書数と社会的経済的重要性をもって、*notarius* とは土地財産や商業取引に関する登記簿を管理しながら文書を作成した中世盛期以降の「公証人」としての姿が、一般に想起される。中世初期の *notarius* は盛期の前史的存在と位置づけられることが多く、盛期以降の *notarius* への連続と断絶を考察するという別の大きな問題領域に常に引き出されてしまう。中世初期の *notarius* 像の輪郭がぼやけてしまうのが、研究上の困難といえる。

しかも、7、8世紀の *notarius* は、年代的にも地域的にも限定された存在である。社会的実体として明確になるのは9世紀を待たなくてはならず、当初は地理的にもラヴェンナ、ローマ、ナポリというビザンツ文化の伝統が非常に強固な都市に限定されるからである。9世紀までにそうした地域以外に伝来する私文書は、司祭のような聖職者か、文書を作成する当事者の親族や友人といった俗人が、*notarius* の肩書はなく書き記していた。この点で *notarius* という用語だけに注目して私文書を見ると、見えるものに限界があるのである。

*notarius* による文書作成が一般的になる9世紀以降、*notarius* 文書として伝来する史料群は3つに分類される。1つは宮廷書記つまり王の書記として作成する、君主が発給する文書である。2つめは王の裁判集会の記録である *placita* 文書であり、3つめが私人である個人及び教会や修道院のために作成する文書である。この3番目の文書として、*charta* と *brevia* という2種類の文書形式が利用される。

そもそも中世初期イタリアで最もよく知られているのは、この1つめの文書を書く、9世紀末以降のイタリア王国時代（*Regnum Itariae*）の *notarius sacri palatii* の姿である。ここ

では、真正な（＝法的効力のある）文書を作成する *notarius* の職能は、公権力を背景とするものであることは疑いえない。この意味での *notarius* は、ランゴバルド期からカロリング期に徐々に一般的な存在となって、パヴィアの王宮が 1024 年に破壊された後も、*notarius sacari palacii* という称号自体は、王の参審人や王のノタリウスの表現として連続するという。こうした点で、*notarius* の書くものは第一義的には公権力に由来する（王文書であれ裁判集会文書であれ）という印象があり、*notarius* による私文書作成がやや分りにくくなっているかのようである。

他方、*notarius* の私文書への関与は、文書の「公的性格」にやや錯綜した意味を付与するので、注意しておきたい。標準的な内容として提示される『オックスフォード・イタリア小史』の中世初期の巻でアッティーリオ・バルトリ・ランジェリ（Attilio Bartoli Langeli）は「私文書。中世初期イタリア史料の量と質」を記述し、発給者によって文書は2つのグループに分類されることをまず提示する。世俗であれ教会であれ公的権力によって発給される文書（*diplomas*、*liens*、*permits*、*orders*）と、個たる私人のために作成される文書（*agreements*、*contracts*、*legal instruments*）である。しかしながら彼は、その後に「私文書」の場合、当事者たちは私人であるが、それらの専門的作成者（すなわち、公的書記 *public notaries*）がある書式を遵守することによって法的効力が与えられる」とあえて付け加え、「public」な書記の存在を強調することをやめない。さらに、「私文書もまた、*public notaries* と同じ理由で“public”な史料である。というのも、これら文書が確定したり強制したりする諸権利を承認するよう、文書は社会全体に強制力を持つからである」と考える。

ただ、*notarius* の位置づけから文書の性格にいたる考察については、研究者によって取り上げ方に違いがあるように思われる。イタリア中世初期の「私文書」の定義については、なにが私（わたくし）でなにが公（おおやけ）かという理念的な議論より、むしろ伝来している文書群の実体に注目して、その特徴と類型を語ることで研究の進展が図られているように思われる。

## 2. 文書形式

ランジェリによれば、一般的な定義としては、イタリアの私文書は、個人と個人の関係（契約と義務）および個人と物の関係（所有権）に関する、社会における法制度の機能と構成員の行動を示してくれるものである。そして、機能から分類すれば、私文書とは個人が当事者となる、売却・譲与・遺言・交換の4つの行為を記す文書と定義されている。

実際にこうした4種の内容を盛り込む文書類型としては、第一義的に *charta* が挙げられる。さらに *charta* の機能を補完する文書として、*brevia*、*breve* と総称される多様な書式の文書があった。*charta* は最終的には12世紀に *brevia* に取って代わられることになるが、中世初期の私文書のひな型は *charta* であるといえる。*brevia* は、8～9世紀のものと、9世紀から12世紀のものとは、書式も社会的機能も変化しつつ12世紀に至るという。

リスト形式の行政文書（徴税名簿記録や公けの会計記録）や所領明細帳などの台帳型史

料、教会のカルチュレール（英仏に比べイタリアでは少ない）も *brevia* の名で呼ばれる。また 8～9 世紀には、土地財産の所有の移転には *charta* が、結婚の際の贈与や人身的自由を得るための支払いなど、一度限りの法行為を証明するためには *brevia* が利用され、文書が作成された。後者は *notitia*、*memoratorium*、*notitia brevis commemoracionis* と呼ばれるという。*charta* のような規範的書式がなく、法的な係争での挙証能力はないが、一般に 3 人称の過去形で事実が叙述され、特定の出来事を記憶する手段として利用された。

この自由な形の *brevia* と比べ、*notarius* の作成する 8-10 世紀の *charta* には明確な特徴、機能、一定の書式があった。*notarius* の書く文書として、書体は 4-5 世紀のローマ小文字に由来する新筆記体で、縦長のアルファベットや文字の合字が多いという特徴があり、ともかく文書を速く書くことができる。カロリング小文字が普及しても、イタリアの *notarius* の筆記体には影響が少なかった。ただし、証人の自署にはカロリング小文字がでてくる。

使用されたラテン語は、語彙に乏しく文法や統辞法にとらわれず、発音につられて綴りが変化しており、規範的な古典ラテン語とは異なっている。ただし、これらは単純にラテン語のリテラシー能力の低下を示すのではなく、*notarius* のラテン語として、一定の法則性がある。7-8 世紀のランゴバルド期イタリアのラテン文化復興の際のラテン語が *charta* に利用され、その後意図的にいわば「ランゴバルド様式」として、ほぼ 500 年にわたり、伝統的用語法として使い続けられるという。

*charta* の文書形式自体は、冒頭定式から主文、契約遵守のための保証、終末定式と、標準的なものである。大きな特徴は、末尾の証人の自筆署名の多さ、*notarius* の署名の存在、法行為の当事者および証人と *notarius* の一人称での表記であろう。

文書に法的効力を付与するためには、専門家としての書記の *notarius* の署名のほかに、証人の署名が必要であった。証人の署名の形式と重要性は時代によって変化するが、最も重要なのが《 *Ego .....testis subscripsi* 》という書式で自筆署名をする場合である。自筆署名がなく、*notarius* が《 *Signum manus.....* 》と書き始めて、その後証人が “†” を書き加えていく場合、*notarius* が《 *Signa manus.....* 》と書き始め、その後 “†” の記号自体も証人ではなく書記が書く場合もある。

ただ、イタリアに伝来している中世初期の *notarius* 文書の原本では、書体も様々な複数の証人の自筆署名が印象的であるとされる。近年盛んなリテラシー研究から、イタリアではランゴバルド期の俗人の読み書き能力の高さが強調されているが、その論拠の一つに多くの私文書で文末に証人の自筆署名が多いことが挙げられているのも、当然といえよう。

当事者と証人たちの一人称での記録の形をとることに、注意したい。契約内容の本文でも、「私が売買する、寄進する・・・」と主語が当事者自身になる。さらに、終末定式では、契約当事者の双方が署名する際に、「私誰それが」と書き始めて署名をするし、署名する証人たちも同様に一人称で、書記の *notarius* も同様の署名の仕方である。中世初期の私文書は一般に、一人称での記録であることが多いが、証人や書記も一人称なのである。

こうした *charta* の記載は、当事者が同席して署名の上、さらに多くの証人たちが自署す

る法行為にパフォーマンス性があったことを窺わせてくれる。その手続きを示すのが、文書最後の *notarius* の署名の部分であろう。一般的な書式では *ego* で始めて名前を書き、

《 *post traditam complevi et dedi (cartulam が省略されている)* 》と、文書の最後に記す。具体的には、まず *notarius* が文面を書き、その後両契約当事者の前で読みあげ、双方の承諾を得る。そしてその後、当事者、証人が次々に署名をする。*notarius* の署名の後、最後に *charta* が作成を依頼した人へ引き渡される。こうした段取りを踏んだと思われる。

ランジェリはこうした手続きの中で、読み上げられるラテン語が当時どの程度理解されたかについては、当時の人々が読み上げられているのは法的な文書用語であると認識し、名前や契約内容を示すキーワード、また土地の記述も現地での発音どおり書いてあれば、理解できるとしている。ただし、聞いて分かる発音にしてそれを書き記すために、*charta* のラテン語が口語的にならざるをえないと説明している。*notarius* が書く私文書のラテン語が、古典ラテン語の文法から逸脱し、語彙が少なく、固有名詞の表記が口語的なのは、この文書が後代に伝える記録の機能だけではなく、契約の場で読み上げられて承諾を得る必要がある、つまり全員が契約内容を間違いなく理解する確認の道具としても重要だったことを示すのであろう。

### 3. イタリアに伝来する私文書の質と量

イタリアにおける私文書の全体的な量について、ランジェリは、8世紀に約 500 通だったのが、11世紀には累計で約 9000 通にのぼると算出している。地理的な分布では、エミリア地方を含む北イタリアに 35%、中部イタリアに 50%、南イタリアに 15%が伝来するという。その四分之三が、単葉の羊皮紙で原本が伝来し、残り四分の一が修道院の古文書庫に筆写で伝来する。原本もほとんどが教会や修道院などに保持されており、教会領主以外も多くの文書を保持していたと想定されるが、今日までは伝来していない。作成された文書のうち何%が伝来したか想定するのは困難だが、伝来以上に作成されていたことは当然であるから、イタリアでは早い時期から文書の作成自体が多かったのは確かである。

6-7世紀には、ラヴェンナにパピルス文書が 50 通足らずしか伝来していないが、710年にランゴバルドの文書が作成され始めてから徐々に増加する。つまり、イタリアの中世初期の文書の多さは、一つにはランゴバルド期の文書の伝来の多さによっているといえる。

8世紀からの 300年間でフランスでは、およそ 800 通の文書が伝来しその半数は皇帝文書および王文書といわれるが、イタリアは、比較すると文書総数が多い上に、私文書の割合が多いと考えられる。

L'École Française de Rome. *Le Moyen Age* が国際研究集会の成果を 1999年にまとめ、『8-10世紀西欧における家産の移動』（《 *Les transferts patrimoniaux en Europe occidentale, VIIIe-Xe siècle (I)* 》. *Actes de la table ronde de Rome, 6, 7 et 8 mai 1999*）を 2 巻本の論文集（111-no.1 ; 111-no.2）で刊行したとき、その中世初期を取り扱った no.2 には、ランゴバルド期のイタリアに始まり、ローマ地域、中北部、ルッカ、ミラノなど合計 6 編もの論文が

所収されている。こうしたイタリアにおける研究の進展は、もともと私文書の伝来が多いことと無関係ではない。なお、この論文集は Web 公開されており、L'École Française de Rome の Web サイトの以下の URL で閲読することができる。

( [http://www.persee.fr/web/revues/home/prescript/issue/mefr\\_1123-9883\\_1999\\_num\\_111\\_2](http://www.persee.fr/web/revues/home/prescript/issue/mefr_1123-9883_1999_num_111_2) )

この論文集に、フランソワ・ブガール (François Bougard) が、「8-10 世紀イタリア中・北部の私文書と家産の取引」〈 Actes privés et transferts patrimoniaux en Italie centro-septentrionale (VIIIe-Xe siècle) 〉を寄稿し、土地取引の私文書について、総数、都市ごとの分布数、取引内容について分析している。中世初期の特にカロリング期イタリア中・北部に関する研究で、フランス学界の中心的存在であるブガールが取り上げた問題は、非常に興味深いものであるが、ここでは報告のテーマに従い、私文書の定義や総数などがランジェリのものとやや視点を異にしている 3 点に注目したい。

1 つは 1999 年の論文集が取り上げたテーマに従い、ブガールが自分の論文での「私文書」を「土地取引に関わる法行為を記した文書」に限定した点で、文書形式ではなく契約内容に基づく 4 つの類型、すなわち、譲与、売却、交換、短期譲与（農地契約とプレカリアを主として含む）が検討対象とされていることである。ランジェリの定義と比較すると、遺言状という分類がなく、代わりにイタリア中世初期社会の解明の根幹史料の一つである農地契約 (libellus, emfitheosi など) が存在感をもってくる。

2 つめに、対象とした文書類型に限られるので、総数と年代偏倚もランジェリの分析と数値が異なる点がある。ブガールは 700 年から 1000 年の 300 年間で伝来総数は約 7500 通にのぼると算出する。その後 1000 年から 1050 年の 11 世紀前半には急激に増加して 6500 通、ただし 1050 年から 1099 年にかけて減少傾向をみせると紹介している。その三分の二が個別文書で、そのうち 90% 以上が原本、残り三分の一は、修道院のカルチュレールやレゲスタ、ラヴェンナ大司教管区の文書やルッカとジェノヴァの教会、後代の写本 (クレモナの Codex Sicardianus など) からと、多様な伝来形態を見せるという。ただ、この俯瞰は、総数の多さと原本での伝来が多さに注目する点では、ランジェリと同様である。

最後に、ランジェリの場合は、書き手である notarius に注目して文書の形式から私文書の特徴を描こうとするのに対し、ブガールの場合は、まず私文書の中から特定の機能をもった文書に限定して社会の中での私文書の位置づけを確認しようとする、そのアプローチの違いがある。もちろんこれは論文の目的が違うためで、単純にそれを研究傾向全体の比較に拡大するのは誤りであろう。ただ、ランジェリの研究からはイタリアの特異性が印象づけられるのに対し、ブガールの研究からは、ヨーロッパの中世におけるイタリアの位置づけを探りながら、常に共通点を確認する手法が第一にとられていると感じられる。

ブガールの分析の結論が、まず土地取引、つまり家産の移動というテーマからみれば、イタリア中・北部でも、書式内容、契約当事者たち、売却・寄進・交換による財の移動についてはヨーロッパで共通する、という確認になるのは、そういった意識の現れではないか。イタリア独自の特徴として、伝来総数自体の多さと、なかでも特に短期譲与の形式を

とった契約とその文書の多さは、その後で強調されるのである。

### おわりに

私文書と公文書を一刀両断に定義して分類し、イタリア的特質を掴みだして、ヨーロッパ全体の傾向もしくはヨーロッパの他地域と照らし合わせるの、容易な作業ではないことが今回の報告から確認できた。伝来文書総数の多さ、ランゴバルド期からの *notarius* という書記集団の存在が 11 世紀まで私文書の文書形式の決定に主導権を持っているという想定、土地取引に関する契約では農地契約文書がイタリア独自の土地慣行として独自性を持つという確認。ともかくこうした点を再確認して、イタリアの豊富な私文書群の検討の今後の基盤としたい。

### 参考文献

- [ 1 ] Bougard, F.: *La justice dans le royaume d'Italie de la fin du VIIe siècle au début du XIe siècle*, 1995, Rome.
- [ 2 ] Balzaretti, R.: Spoken Narratives in Ninth -Century Milanese Court Records, in *Narrative and History in the Early Medieval West* (Studies in the Early Middle Ages 16), Turnhout (Belgium), 2006, pp. 11-37.
- [ 3 ] Boucheron, P.: *Les villes d'Italie (vers 1150-vers 1340)*, Paris, 2004.
- [ 4 ] Cammorosanao, P.: *Italia medievale. Struttua e geografia delle fonti scritte*, Roma, 1991.
- [ 5 ] Falconi, E.(ed.): *Due formulari notarilo cremonesi (sec. XIV-XV). Consiglio nazionale del notariato*, Roma, 1979.
- [ 6 ] Guyotjeannin, O., Pyque, J., Tock, B.-M. (éd.) : *Diplomatique Médiéval* (L'atelier du Médiéviste 2), Turnhout (Belgium), 1993.
- [ 7 ] Everett, N.: *Literacy in Lombard Italy, c.568-774*, Cambridge, 2003.
- [ 8 ] Fissore, G.-G.: Segni di identità e forme di autenticazione nelle carte notarili altomedievali, fra interpretazione del ruolo e rappresentazione della funzione documentaria, in *Comunicare e significare nell'alto Medioevo* (Settimane di Studio della Fondazione Centro Italiano di Studi sull'alto Medioevo, LII, 2004), Spoleto, 2005, pp. 285-333, TAV. 1~VII.
- [ 9 ] Langeli, A.B.: Documentazione e notariato, in *Storia di Venezia, I : Origini-Età ducale*, Roma, Istituto della Enciclopedia Italiana, 1992, pp. 847-864
- [10] Langeli, A.B.: Private charters, in *Italy in the Early Middle Ages* (Short Oxford History of Italy ), ed. C. La.Rocca, Oxford, 2002, pp. 205-219
- [11] Langeli, A.B.: Sui " brevi " italiani altomedievali, in *Bullettino dell'Istituto storico italiano per il Medio Evo*, 105, 2003, pp. 1-23.
- [12] Langeli, A.B.: *Notai. Scrivere documenti nell'Italia medievale*, Roma, 2006.

- [13] McKitterick, R.: *The Carolingians and the written word*, Cambridge, 1989.
- [14] McKitterick, R. (ed.): *The Uses of Literacy in early Medieval Europe*, Cambridge, 1990.
- [15] Menant, F.: *Les villes italiennes, XIIe-XIVe siècles. Enjeux historiographiques, méthodologie, bibliographie commentée*, Paris, 2003.
- [16] Menant, F. : *L'Italie des communes(1100-1350)*, Paris, 2005.
- [17] Menant, F., Redin, O.: *Notaire et crédit dans l'Occident méditerranéen Médiéval* (Collection de l'École française de Rome 343), Rome, 2004.
- [18] Nishimura, Y. : Note sulle forme e formule dei documenti privati nella Tuscia meridionale (VIII-IX secolo), in *SITES: Journal of Studies for the Integrated Text Science*, 4/1, 2006, pp. 19-31.
- [19] Nishimura, Y. : When a lease acquired its own name: Notes on the forms and formulas of the private charters in Southern Tuscany (8th-9th centuries), in *HERSETEC: Journal of Hermeneutic Study and Education on Textual Configuration*, 1/1, 2007, pp. 63-85.
- [20] Tock, B.-M. : *Scribes, souscripteurs et témoins dans les actes privés en France (VIIe- début XIIe siècle)*, Turnhout (Belgium), 2005.
- [21] Wickham, Ch: *Early Medieval Italy. Central Power and Local Society 400-1000*, London, 1981.
- [22] 清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』、岩波書店、1975年。
- [23] 清水廣一郎『イタリア中世の都市社会』、岩波書店、1990年。
- [24] 徳橋曜「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」、歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』、青木書店、pp. 263-96.
- [25] 徳橋曜「中世イタリアにおける公証人の社会的位置づけ」、『公証法学』36号、2006年、pp. 47-75.